



修郎先生の事件簿3

清水康平

～就労ビザ専門会社の現場から～

大谷 想像以上の多額の罰金を要求された事例があるって聞いたことがある。いったいどんな罰金の規定についてあるの？

佐生 正規な罰則規定がある。イミグレ側と労働省側、その規定がある。大谷 では、今回はイミグレ側に焦点を当てて教えて。

佐生 まず、住所変更規定だ。住所やパスポート番号など、ITAS上の情報に変更が生じた

場合、ITASの情報更新を規定では60日以内に変更手続きを行う義務がある。これを怠ると「最高3か月の懲役または最高2500万ルピアの罰金」と定められている。

大谷 住所やパスポートが変わったら、すぐ社内ビザ担当者に伝えるよう社内プロシージャを整えておくことが必要だね。

佐生 次にオーバーステイ。ITASの情報更新を規定では60日以内に変更手続きを行う義務がある。これを怠ると「最高3か月の懲役または最高2500万ルピアの罰金」と定められている。

大谷 ITAS期限日の確認、それに加え延長手続き着手日のモニタリングが肝だね。

佐生 そして、今が旬で指摘されているのが「目的外活動」だ。

正規の罰則規定って？！

大谷 取得したビザで認められている活動とは違う活動をしてしまうケースだね。

佐生 さよう。ビザは活動・目的ごとに細かくインデックスが分かれている。例えば、ビジネスビザでは、自席を持って執務する、会社の書類に署名する、現場で生産活動を行うなど、就労と見做されている活動は認められていない。ITAS・IMTAを持つ駐在員は、許可された役職の範囲内で就労する必要があるぞ。

大谷 この場合の罰則は？

佐生 規定上は、「最高5年の懲役および最高5億ルピアの罰金」が定められている。

大谷 ええっ、最高5億ルピア！？とんでもない高額の罰金が正規に定められているのだね。ルールを知らなかったでは済まされないね。

佐生 とはいえ、この最高額は、故意に無ビザで長期間就労していたといった悪徳不法就労者に適用されるべきものだから、ルールを遵守しようと心掛けている日本人駐在員はこの金額は不適切だと言える。

大谷 でも、知人の駐在員は5億ルピアの罰金だったと言われて焦ったそうだから。

佐生 どんな小さな違反であっても、まずは規定上罰金額が大きい「5億ルピア」の罰則を突きつけてくるケースがほとんどなのだ。

大谷 とりあえず一番高いところから言ってみよう作戦だね。

佐生 まさにスケベ根性（あつ失礼）。実際には、違反の度合いによって金額は様々で5億ルピアより低い金額で終決することがほとんどだ。

大谷 法律や規定ですべて

てが細かく明文化されているわけではないのだね。解釈の余地が残されている部分が多く、担当官や地域によって、実務上の対応が異なることはインドネシアの特殊事情のひとつのようだね。

佐生 当局から何か指摘を受けたときは、相手の言うことを鵜呑みにするのはなく、「どの法律の、どの規定が根拠なのか」をまず確認することが大切だ。

大谷 ルールが流動的で、予測不可能な国だけに、根拠となる規定を知ることが出来て良かった。今回は労働省側の罰則規定も教えてね。

佐生 規定を知り、運用を知り、正しく恐れ、正しく備える。そして、状況に応じて上手くやる。インドネシアで長く活躍するためには、その「上手くやる力」こそが大切だと思うよ。

しみず・こうへい 大学時代にバンドン工科大学への留学を経験。卒業後は姫路市役所に入庁し、公共インフラ整備に携わる。その後、再びインドネシアとの縁に導かれ、2024年12月FP Cインドネシア入社（マーケティングアドバイザー）。兵庫県生まれ、30歳。

※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。

「修郎先生の事件簿3」は、原則、毎月第1水曜に掲載します。

佐生修郎 心得えの条

- 一 イミグレ査察で、初手に規定上の最高額（5億ルピア）を突きつけられても、自分の違反度合いを考慮し冷静に対処すべし。
- 二 規定を知り、運用を知り、正しく恐れ、正しく備えるべし。状況に応じて「上手くやる力」こそが、この国で活躍する鍵となる。